

質問事項に対する回答

(国税庁)

(質問)

電子保存等の承認状況については、国税庁HPによると平成22年6月末現在で約11万件（平成22年10月報道発表）とのことであるが、全体法人数（国税庁HPによると平成21年6月末現在で約302万件）に占める割合でみた場合には、その普及率は約4%となっている。同法の施行から10年以上経つが、電子保存等が普及していない理由は何か。

(回答)

電子帳簿保存法に係る承認状況については、全体の計数は発表しているとおりでありますが、そのうち資本金1億円以上の大規模法人について見ると約20%の法人が承認を受けている状況にある。

なお、電子帳簿保存法の承認申請は、義務ではなく、納税者が電子データによる保存を行いたい場合に申請するものであることから、国税庁としては、現在の承認状況となっている具体的な理由については承知していない。

(質問)

電子帳簿保存法 第1条の「国税の納税義務の適正な履行の確保」について、実際の運用においては、税務調査の観点から経理システム全体の適正性等が厳格に求められていることも一因と考えられるが、何故、当該適正性を求める制度となっているのか。普及させるためには、紙による帳簿保存で求められるものと同水準であるべきではないか。

(回答)

電子帳簿保存法では、全ての帳簿書類を電子データにより保存する必要はなく、任意の帳簿書類について電子データにより保存することができることとされているため、一部の帳簿書類を対象に申請を行うこともできる。また、電子帳簿保存法では、システムの構成等についても納税者の任意とされている。このため、納税者が承認を受けようとする帳簿書類の範囲と納税者のシステムの構築方法により、電子帳簿保存法の要件を考慮しなければならない範囲は異なるものと考えている。

なお、コンピューター処理は痕跡を残さず記録の遡及訂正が容易である等の特性があることから、無条件で帳簿書類を電子データで保存できることとした場合には、改ざんが行われ、ひいては脱税を助長することにもなりかねず、適正・公平な課税の実現に支障をきたす恐れがある。

(質問)

法の趣旨である国税関係帳簿書類の保存に係る負担軽減の観点から、電子署名やタイムスタンプなどの改ざん防止措置を条件として、施行規則第3条第3項で除外されている帳簿・決算関係書類の電子媒体での保存を認めるべきではないか。また、同規則において、紙での保存が義務付けられている書類に係る契約金額が3万円以上と規定されているが、この金額条件を引き上げる上での課題は何か。

(回答)

紙文書をスキャナで読み込み、イメージ文書で保存する場合には、イメージ化前の紙段階での改ざんと、イメージ化後のコンピューター内での改ざんが行われる可能性がある。イメージ化後の改ざんについては、電子署名等の複数の技術を用いて防止できると考えられるが、イメージ化前に改ざんした上でスキャナ保存された場合には、紙質、筆圧等の情報が消失し、不正把握の重要な端緒が消失してしまうことになることから制度創設当時にこのような要件としたものである。

国税関係書類のうち特に重要な文書である決算関係書類や帳簿については、適正・公平な課税を確保するため、スキャナ保存を認めていないところである。なお、帳簿については、スキャナ保存はできないが、電子データによる保存はできるとされている。

また、書類については、原則としてスキャナ保存ができることとされているが、契約金額等が3万円以上の契約書及び領収書はスキャナ保存ができないこととされている。

なお、この契約書及び領収書の契約金額等の3万円という基準については、税務行政の根幹である適正・公平な課税を確保しつつ、電子化による企業のコスト削減を如何に図るかという観点から、一般的に保存されている領収書の過半が3万円未満の領収書であるという業界団体の調査等も参考としつつ、業界団体等とも意見交換した上で定めたものである。

(質問)

電子帳簿保存法 施行規則第3条第4項の要件にある「整然とした形式」については、紙帳簿のイメージデータをそのまま電子保存すること（電子帳票システム）が合理的と考えられるが、現行の技術水準ではその検索可能性に限界がある。この点について、電子帳票システムを用いたシステムでは、電子帳簿保存法の要件が満たされないという解釈が見られるが、このことが紙帳簿のシステムへの再入力作業を強いて、電子化による費用削減の便益を削いでいるのではないか。紙帳簿での保存においては検索機能は求められていないことから、紙帳簿保存と電子帳簿保存の中立性を考慮した取扱いが必要ではないか。

(回答)

いわゆる「電子帳票システム」とは、一般的に会計システム等で作成・蓄積された会計データを帳票として出力するために帳票作成ツールで一部のデータを抽出・編集した、

いわゆるイメージデータ形式で保存するシステムである。この電子帳票システムだけを使用して電子帳簿保存法の要件を満たそうとする場合には、電子帳票システムでは帳簿書類の電磁的記録に係るすべてのデータが保存されない例があり、取引の訂正・削除履歴の確保等もされない例があることから、電子帳簿保存法の要件を満たさない場合もあることは承知している。このため、電子帳票システムと他のシステムを組み合わせることで、電子帳簿保存法の要件を満たすことも可能となることなど、電子帳票システムを使用する場合の留意点等について、国税庁ホームページで情報提供しているところである。

検索機能については、現実の税務調査では数種類の帳簿を通覧し、相当の速度をもって一定期間にわたる複数の帳簿の内容を相対的にチェックするなどの各種作業を行うこととなる。しかし、帳簿書類が電子データで保存されている場合に、この作業を電子データを対象に行うとすれば、必要なデータを含む帳簿の一定部分を機械的・悉皆的に出力する外に方法が無いため、膨大な枚数の出力を余儀なくされるだけでなく、調査効率が低下し、調査の時間が延長し、納税者に大きな負担を課す恐れもある。このため、可視性の確保を図る要件として掲げられている検索要件については、検索機能を利用して通覧性を補うことによって調査効率を維持し、もって納税者に過度の負担をもたらさないようにするものであり、要件として必要と考えられる。